

参考（改正後の通知全文）

社 援 発 第 1005013 号
平成 17 年 10 月 5 日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正、第十二次改正
第十三次改正、第十四次改正
第 十 五 次 改 正

省 略

第 十 六 次 改 正
社 援 発 0913 第 2 号
令和 6 年 9 月 13 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費
及び仮設施設整備工事費の取扱いについて

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

別紙

社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱

1 趣 旨

この補助金は、老朽化等に伴う社会福祉施設等の改築等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を補助することにより、社会福祉施設等の円滑な改築整備を行い、利用者の処遇の向上を図るものである。

2 解体撤去工事費

（１）対象施設

対象となる施設は、平成１７年１０月５日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）による社会福祉施設等のうち、改築等を行う施設とする。

（２）対象事業

対象となる事業は、交付要綱の第２の３の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

（３）基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員１人当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表１－１又は別表１－２に掲げる定員１人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

（イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表１－３に掲げる定員１人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

（ウ）地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和５５年法律第６３号）第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表１－６又は別表１－７に掲げる定員１人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

（エ）地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）第２条に規定する地

震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 1－6 又は別表 1－7 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 1 事業（施設）当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表 1－1 又は別表 1－2 に掲げる 1 事業（施設）当たり基準単価を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 1－3 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

（ウ）沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 1－4 及び別表 1－5 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

（エ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 1－6 又は別表 1－7 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

（オ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 1－6 又は別表 1－7 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

ウ 1 世帯当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表 1－1 又は別表 1－2 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 1－3 に掲げる定員（世帯）当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。

エ 既存施設の一部を解体し撤去する場合

平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

オ 都市部等において高層施設を撤去する場合であって、平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005011 号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する施設の解体撤去を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して、保護施設等については 0.08 を乗じて得た額を加算する。

カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して、保護施設等については 0.08 を乗じて得た額を加算する。

キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定す

る奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に規定する離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して、0.08を乗じて得た額を加算する。

- ② 交付要綱の別表5に掲げる施設
厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

（4）留意事項

- ア 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。
イ 国の補助事業において取得した既存施設に係る財産処分（取りこわしに限る。）の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

3 仮設施設整備工事費

（1）対象施設

対象となる施設は、解体撤去工事費が補助対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要と認められる施設とする。

（2）対象事業

対象となる事業は、交付要綱の第2の3の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築、大規模修繕等又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い仮設施設を整備する事業とする。

（3）基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

（ウ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-6又は別表2-7に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

（エ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-6又は別表2-7に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 1 事業（施設）当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表 2－1 又は別表 2－2 に掲げる 1 事業（施設）当たり基準単価を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2－3 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

（ウ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 2－4 又は別表 2－5 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

（エ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 2－6 又は別表 2－7 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

（オ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 2－6 又は別表 2－7 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

ウ 1 世帯当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表 2－1 又は別表 2－2 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2－3 に掲げる定員（世帯）当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。

エ 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合

平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

② 交付要綱の別表 5 に掲げる施設

厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

（4）留意事項

ア 仮設施設整備工事費には、交付要綱の第 2 の 5 に定める費用を除き、仮設施設の整備に最低限必要なすべての附帯設備に要する費用が含まれるものであること。

イ 仮設施設の整備については、原則として建物の貸借により行うものとする。

ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

ウ 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの間、入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないように配慮すること。

エ 仮設施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

別表1-1

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		標 準	都 市 部
救護施設		333,000	349,000
更生施設		333,000	349,000
授産施設		152,000	159,000
宿所提供施設		117,000	122,000
社会事業授産施設		152,000	159,000
日常生活支援住居施設		117,000	122,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	14,100,000	14,700,000
	通所系 (注1)	7,070,000	7,420,000
女性相談支援センター— 時保護所	自治体設置(注2)	122,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	183,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	257,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	386,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		標 準	都 市 部
救護施設		444,000	466,000
更生施設		444,000	466,000
障害福祉関係施設		18,700,000	19,600,000
女性相談支援センター— 時保護所	自治体設置(注2)	163,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	245,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	341,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	512,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		標 準	都 市 部
救護施設		444,000	466,000
更生施設		444,000	466,000
授産施設		201,000	211,000
宿所提供施設		156,000	164,000
社会事業授産施設		201,000	211,000
日常生活支援住居施設		156,000	163,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	18,600,000	19,500,000
	通所系 (注1)	9,070,000	9,520,000
女性相談支援センター— 時保護所	自治体設置(注2)	161,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	242,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	339,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	509,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1－4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		標 準	都 市 部
障害福祉関係施設	入所系	15,600,000	16,400,000
	通所系	7,850,000	8,250,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1－5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		標 準	都 市 部
障害福祉関係施設	入所系	20,800,000	21,800,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1－6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		標 準	都 市 部
救護施設		370,000	388,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,600,000	16,400,000
	通所系 (注1)	7,850,000	8,250,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1－7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		標 準	都 市 部
救護施設		493,000	517,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	20,800,000	21,800,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-1

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		標 準	都 市 部
救護施設		607,000	637,000
更生施設		607,000	637,000
授産施設		285,000	299,000
宿所提供施設		228,000	239,000
社会事業授産施設		285,000	299,000
日常生活支援住居施設		228,000	239,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	25,700,000	27,000,000
	通所系 (注1)	12,300,000	12,900,000
女性相談支援センター— 時保護所	自治体設置(注2)	231,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	347,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	468,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	702,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		標 準	都 市 部
救護施設		807,000	847,000
更生施設		807,000	847,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	34,300,000	36,000,000
女性相談支援センター— 時保護所	自治体設置(注2)	298,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	447,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	613,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	920,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		標 準	都 市 部
救護施設		807,000	847,000
更生施設		807,000	847,000
授産施設		379,000	397,000
宿所提供施設		303,000	318,000
社会事業授産施設		379,000	397,000
日常生活支援住居施設		303,000	318,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	34,200,000	35,900,000
	通所系 (注1)	16,200,000	17,000,000
女性相談支援センター— 時保護所	自治体設置(注2)	305,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	458,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	618,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	927,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	28,500,000	30,000,000
	通所系	13,600,000	14,300,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	38,100,000	40,000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別紙2-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		675,000	708,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	28,500,000	30,000,000
	通所系 (注1)	13,600,000	14,300,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別紙2-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		896,000	940,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	38,100,000	40,000,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。